

全国・全道大会等出場者に対する町費助成要項

平成 1 3 年 3 月 2 7 日 改正
平成 1 3 年 4 月 1 日 適用
平成 1 5 年 2 月 1 9 日 改正
平成 1 5 年 4 月 1 日 適用
平成 1 7 年 3 月 2 5 日 改正
平成 1 7 年 4 月 1 日 適用
平成 1 8 年 3 月 2 4 日 改正
平成 1 8 年 4 月 1 日 適用
平成 2 0 年 3 月 1 7 日 改正
平成 2 0 年 3 月 2 1 日 適用
平成 2 4 年 7 月 2 3 日 改正
平成 2 4 年 7 月 2 6 日 適用
平成 2 6 年 2 月 1 8 日 改正
平成 2 6 年 4 月 1 日 適用
令和 3 年 1 2 月 2 7 日 改正
令和 3 年 4 月 1 日 適用
令和 8 年 3 月 9 日 改正
令和 8 年 4 月 1 日 適用

(目的)

第 1 条 この助成要項は、スポーツ部門又は文化部門において優秀な成績を収め各種全国・全道大会に参加、出場する者で、申請のあった者に対してその経費を助成し、町民の自主的な諸活動を奨励・助長しようとするものである。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は次に掲げる者とする。

(1) 本町在住者及び別に定める町外在住者

(2) 十勝地区の大会等において、個人又は団体で上位入賞し、全国・全道大会へ出場権を獲得した者。ただし、全道・十勝大会がない場合であっても、これに類する大会の出場記録、上位団体から出場推薦のあった者を含む。

(3) 団体として参加する場合は、出場登録者

(4) 小・中学生が参加する場合の引率者又は外部指導者については、学校教育分野の場合は原則として学校ごとに 1 名、社会教育分野の場合は 1 名。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りではない。

(助成対象となる範囲)

第 3 条 学校教育分野における助成対象範囲は次に掲げる場合とし、かつ、別表(1)に定める種目とする。

(1) 国又は都道府県(教育委員会を含む。)中体連・中文連が主催するもの。

(2) 全日本・北海道段階の各種協会又は連盟などのうち、公的機関に準じた団体が主催するもので、国又は都道府県段階の公的機関が後援するもの。ただし、全道大会については、全道一円又は二分割までのものとする。

- (3) 全日本・北海道段階の各種協会又は連盟などのうち、公的機関に準じた団体が主催するもので、市町村又は市町村教育委員会が後援するもの。ただし、全道大会については、全道一円又は二分割までのものとする。
 - (4) この要項による助成を受けて出場した全道大会で優秀な成績を収め、各種協会又は連盟の推薦を受けて参加資格を得た全国大会。ただし、全国大会については全国一円又は二分割までのものとする。
 - (5) 町外在住者については、学校長が認める引率者及び外部指導者とする。
- 2 社会教育分野における助成対象範囲は、次に掲げる場合とし、かつ別表(2)に定める種目とする。
- (1) 国又は都道府県(教育委員会を含む。)が主催するもの。ただし、全道大会については、全道一円又は二分割までのものとする。
 - (2) 全日本・北海道段階の各種協会又は連盟などのうち、公的機関に準じた団体が主催するもので、国、都道府県段階の公的機関が後援するもの。ただし、全道大会については、全道一円又は二分割までのものとする。
 - (3) 全日本・北海道段階の各種協会又は連盟などのうち、公的機関に準じた団体が主催するもので、市町村又は市町村教育委員会が後援するもの。ただし、全道大会については、全道一円又は二分割までのものとする。
 - (4) この要項による助成を受けて出場した全道大会で優秀な成績を収め、各種協会又は連盟の推薦を受けて参加資格を得た全国大会。ただし、全国大会は全国一円又は二分割までのものとする。
 - (5) 各種国際大会
 - (6) 町内で活動する団体に所属する町外在住者は、引率者として認める。
- 3 前2項に定めるほか、別表(1)(2)以外の種目において、全国又は全道大会の出場資格を得た者から助成申請があり、教育長が特に必要と認めたもの。
- (助成対象経費)
- 第4条 助成対象経費は、交通費、宿泊料及び大会主催者が求める経費のうち、教育長が必要と認めたものの実費とする。ただし、主催者又は関係団体などから参加経費の助成がある場合は、その額を引いた額を対象とする。
- (助成割合等)
- 第5条 助成割合等は、次に掲げるものとする。
- (1) 第3条第1項第1号から第4号に該当する小中学生については、100%の助成とする。
 - (2) 第3条第2項第1号から第4号に該当する小中学生については、交通費及び宿泊費の実費の助成とする。
 - (3) 第3条第2項第5号に該当する小中学生については、集合・結団式の場所までの往復に要する経費の実費を助成とする。ただし、大会の態様(主催者側の経費負担の有無等)を考慮し、教育長が必要と認めた額とする。

(4) 第3条第2項第1号、第2号及び第4号の全国大会に参加、出場する高校生については、1人につき15,000円以内の助成とする。ただし、全国大会が道内で開催された場合は助成対象外とする。

(5) 別表(3)については、町内に所在する高等学校が、表に記載の全国大会に参加、出場する場合に限り助成する。

(6) 第3条第2項第5号に該当する高校生については、別表(4)の助成とする。

(7) 第3条第2項各号に該当する小中高生以外の者については、別表(4)の助成とする。

(8) 別表(2)の体育関係に係る同一人に対する助成回数は、全国大会及び全道大会それぞれ2回までとし、別表(3)に係る同一団体に対する助成回数は、同一年度に2回までとする。

(結果報告)

第6条 助成金の交付を受けた個人又は団体は、大会終了後速やかに収支決算書を添えて結果報告書を提出しなければならない。

別表（１）

学校教育分野助成対象種目等

体育関係	空手、柔道、剣道、卓球、水泳、陸上、野球、バレーボール、バスケット、バドミントン、アーチェリー、サッカー、ソフトボール、ソフトテニス、スキー、スピードスケート、アイスホッケー他
文化関係	吹奏楽大会、合唱コンクール、中学校英語暗唱大会他

別表（２）

社会教育分野助成対象種目等

体育関係	空手、柔道、剣道、卓球、水泳、陸上、野球、バレーボール、バスケット、バドミントン、アーチェリー、サッカー、ソフトボール、テニス、ソフトテニス、スキー、スピードスケート、アイスホッケー、ゲートボール、パークゴルフ、ミニバレー、ミニバスケット、バトントワリング、登山、綱引き他
文化関係	吹奏楽大会、合唱コンクール、民謡、舞踊他

別表（３）

町内に所在する高等学校団体種目

区 分	内 容 及 び 助 成 金 額
体育関係	ア日本高等学校野球連盟の主催する全国高等学校野球選抜及び選手権大会３００万円以内とする。 イその他の競技は、支援要請に応じその都度協議する。

別表（４）

区 分	内 容 及 び 助 成 金 額
国際大会	ア１人につきオリンピック１０万円以内、世界選手権８万円以内、国際大会７万円以内、アジア大会５万円以内とする。 イ国内で開催される場合は、それぞれの１／２とする。 ウ道内で開催される場合は、助成しない。